明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

5　法第七十条の六の八第二項第二号ハに規定する事業に準ずるものとして財務省令で定めるものは、特定事業用資産に係る事業と同種又は類似の事業に係る業務（当該特定事業用資産に係る事業に必要な知識及び技能を習得するための学校教育法第一条に規定する高等学校、大学、高等専門学校その他の教育機関における修学を含む。）とする。

6　法第七十条の六の八第二項第二号トに規定する財務省令で定める要件は、同号トの個人が、円滑化省令第十七条第一項の確認（同項第三号に係るものに限るものとし、円滑化省令第十八条第七項の規定による変更の確認を受けたときは、その変更後のものとする。）を受けた者であることとする。

7　施行令第四十条の七の八第十四項に規定する財務省令で定める事由は、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れ、その事業の用に供していた資産の譲渡又は当該資産について生じた損害に基因した保険金の取得その他事業活動上生じた偶発的な事由でこれらに類するものとする。

8　法第七十条の六の八第二項第四号ロに規定する財務省令で定める資産は、円滑化省令第一条第二十六項第二号イからホまでに掲げるものとする。

9　施行令第四十条の七の八第十七項に規定する財務省令で定める事由は、事業活動のために必要な資金を調達するための法第七十条の六の八第二項第四号ロに規定する特定資産の譲渡その他事業活動上生じた偶発的な事由でこれに類するものとする。

10　施行令第四十条の七の八第十八項に規定する財務省令で定める書類は、法第七十条の六の八第一項に規定する特例受贈事業用資産（以下この条において「特例受贈事業用資産」という。）の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　特例受贈事業用資産の廃棄を委託した場合　当該特例受贈事業用資産の廃棄に要した費用の支出に係る領収書の写し並びに廃棄の委託を受けた者が交付する書類の写しで当該委託に係る特例受贈事業用資産の明細及び法第七十条の六の八第二項第二号に規定する特例事業受贈者（以下この条において「特例事業受贈者」という。）がその者に当該特例受贈事業用資産の廃棄を委託した旨が記載されているもの

二　特例受贈事業用資産の廃棄を委託しない場合　当該特例受贈事業用資産の廃棄に要した機具の明細、当該機具に係る賃借料その他廃棄の方法の詳細を記載した書類

11　特例受贈事業用資産の譲渡につき法第七十条の六の八第五項の税務署長の承認を受けた特例事業受贈者は、当該譲渡があつた日から一年を経過する日までに当該承認に係る同項の譲渡の対価の額の全部又は一部を同項第三号に規定する事業の用に供される資産の取得に充てた場合には、当該取得後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を当該税務署長に提出しなければならない。

一　当該書類を提出する者の氏名及び住所

二　当該承認に係る譲渡があつた日及び当該譲渡の対価の額

三　当該取得をした資産の法第七十条の六の八第二項第一号イからハまでの区分、その所在その他の明細並びにその取得年月日及び取得価額

四　その他参考となるべき事項

12　施行令第四十条の七の八第二十五項に規定する財務省令で定める書類は、法第七十条の六の八第六項の会社（以下この条において「承継会社」という。）に係る次に掲げる書類とする。

一　定款の写し

二　登記事項証明書

三　その他参考となるべき書類

13　法第七十条の六の八第六項に規定する財務省令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する承継会社の株式又は持分に相当するものとして財務省令で定めるものは当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める会社の株式又は持分とする。

一　承継会社が合併により消滅した場合　当該合併により特例事業受贈者が取得をした当該合併により存続する会社又は設立する会社の株式又は持分

二　承継会社が株式交換又は株式移転により他の会社の会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社又は同法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社となつた場合　特例事業受贈者が取得をした当該他の会社の株式又は持分

三　承継会社が株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てをした場合　当該承継会社に係る株式及び当該株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てにより特例事業受贈者が取得をした当該株式に対応する株式

14　施行令第四十条の七の八第二十七項第六号の規定により読み替えて適用する同条第二十八項に規定する財務省令で定める書類は、承継会社に係る次に掲げる書類とする。

一　その特例贈与報告基準日（法第七十条の六の八第九項に規定する特例贈与報告基準日をいう。以下この条において同じ。）における定款の写し

二　登記事項証明書（その特例贈与報告基準日以後に作成されたものに限る。）

三　その特例贈与報告基準日における株主名簿の写しその他の書類で株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する株式又は持分に係る議決権の数が確認できる書類（当該承継会社が証明したものに限る。）

四　その特例贈与報告基準日（以下この号、次号及び次項において「基準日」という。）の直前の特例贈与報告基準日の翌日から当該基準日までの間に終了する各事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書

五　基準日の直前の特例贈与報告基準日の翌日から当該基準日までの間に会社分割又は組織変更があつた場合には、当該会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は当該組織変更に係る組織変更計画書の写し

六　その他参考となるべき書類

15　第二十三条の九第二十六項から第二十八項までの規定は、承継会社について基準日の直前の特例贈与報告基準日の翌日から当該基準日までの間に合併若しくは株式交換若しくは株式移転があつた場合又は施行令第四十条の七の八第二十七項第六号の規定により読み替えて適用する同条第二十八項第五号に規定する財務省令で定める事項について、それぞれ準用する。

16　法第七十条の六の八第八項に規定する財務省令で定める事項を記載した書類は、次に掲げる書類（第三項の規定の適用がある場合には、第三号に掲げる書類を除く。）とする。

一　法第七十条の六の八第一項に規定する贈与者（以下この条において「贈与者」という。）から同項の規定の適用に係る贈与により取得した次に掲げる特定事業用資産の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　法第七十条の六の八第二項第一号ハに定める資産（同号ハに規定する償却資産に限る。）　当該資産についての地方税法第三百九十三条の規定による通知に係る通知書の写しその他の書類（同法第三百四十一条第十四号に規定する償却資産課税台帳に登録をされている次に掲げる事項が記載されたものに限る。）

(1)　当該資産の所有者の住所及び氏名

(2)　当該資産の所在、種類、数量及び価格

ロ　法第七十条の六の八第二項第一号ハに定める資産（自動車に限る。）並びに第二項第二号及び第三号に掲げる資産　道路運送車両法第五十八条第一項の規定により交付を受けた自動車検査証（当該贈与の日において効力を有するものに限る。）の写し又は地方税法第二十条の十の規定により交付を受けたこれらの資産に係る同条の証明書の写しその他の書類でこれらの資産が自動車税及び軽自動車税において営業用の標準税率が適用されていること又は第二項第二号イ若しくはロ若しくは第三号に掲げる資産に該当することを明らかにするもの

ハ　第二項第一号に掲げる資産（所得税法施行令第六条第九号ロ及びハに掲げる資産に限る。）　当該資産が所在する敷地が耕作の用に供されていることを証する書類